



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 6 日 (火)
第 8 7 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (672) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (673) (〃) 2
	保安林の指定予定 (674) (森林づくり推進課) 3
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (675) (中部総合事務所県土整備局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (676) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (677) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (678) (西部総合事務所生活環境局) 4

告 示

鳥取県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
景山 真次	米子市河崎1740-14	景山整骨院	米子市角盤町一丁目176-1	平成27年9月9日
安藤 洋平	米子市皆生五丁目19-52	〃	〃	〃
永井 宏治	米子市大篠津町3437	〃	〃	〃
藤井 翔子	米子市河崎3070-80	〃	〃	〃

鳥取県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者の主たる事務所の所在地又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社BANING	鳥取市大覚寺150-87	やまだや	鳥取市大覚寺150-87	福祉用具貸与	平成26年12月22日
〃	〃	訪問看護ステーションナースくる	〃	訪問看護、居宅療養管理指導	〃
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	訪問介護	平成27年6月15日
有限会社こやま薬局	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局湖山東店	鳥取市湖山町東五丁目504-20	居宅療養管理指導	平成27年7月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

株式会社B A NG	鳥取市大覚寺150- 87	やまだや	鳥取市大覚寺150- 87	介護予防福祉用 具貸与	平成26年12月 22日
〃	〃	訪問看護ス テーション ナースくる	〃	介護予防訪問看 護、介護予防居 宅療養管理指導	〃
特定非営利活 動法人はあと &はんど	鳥取市河原町曳田 117-1	特定非営利 活動法人は あと&はん ど	鳥取市河原町曳田 117-1	介護予防訪問介 護	平成27年6月 15日
有限会社こや ま薬局	鳥取市秋里923-7	アイ・プラ ス薬局湖山 東店	鳥取市湖山町東五丁 目504-20	介護予防居宅療 養管理指導	平成27年7月 1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社B A NG	鳥取市大覚寺150- 87	居宅介護支援事業所ナース くる	鳥取市大覚寺150- 87	平成26年12月22日
特定非営利活 動法人はあと &はんど	鳥取市河原町曳田 117-1	特定非営利活動法人はあと &はんど	鳥取市河原町曳田 117-1	平成27年6月15日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社B A NG	鳥取市大覚寺150- 87	やまだや	鳥取市大覚寺150- 87	平成26年12月22日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社B A NG	鳥取市大覚寺150- 87	やまだや	鳥取市大覚寺150- 87	平成26年12月22日

鳥取県告示第674号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字下平205の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第675号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町 江北38	東伯郡北栄町弓原字 西浜799-16、799-17、東伯郡北栄町下神 字東庚申松1150-2、 1150-4、1150-5、 1150-7 (9,234平方メートル)	砂（10,802 立方メートル）	平成27年10月1日 から平成28年2月 15日まで	平成27年8月 19日

鳥取県告示第676号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン米子	米子市明治町131	平成27年10月1日	訪問看護

鳥取県告示第677号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン米子	米子市明治町131	平成27年10月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第678号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年10月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成27年7月2日 鳥取県指令第201500056163号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津2284-1、2284-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡大山町末長262-3
株式会社キンタカ 代表取締役 金高 拓夫